

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境企画課

○ 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

〃

○ 岡山県宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則

建築指導課

（以上県例規集登載）

### 【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

〃

（県例規集登載）

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十六号

墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（昭和六十二年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、「図面」の下に「崖面崩壊防止施設の断面図及び崖面崩壊防止施設の背面図を除く。」を加え、同項第三号中「岡山県宅地造成等規制法施行細則」を「岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改め、「書類」の下に「（同項第二号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる書類を除く。）」を加える。

第十一条中「及び同項第六号の規則で定める技術的基準は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による」を「は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）第十六条第一項に定める技術的基準とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十六条第一項第六号の規則で定める技術的基準は、政令第八条から第十三条まで及び第十五条第一項に定める技術的基準とする。

第十二条中「宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。次条第一号において「宅造政令」という。）第十七条各号」を「政令第二十一条各号」に改める。

第十三条第一号中「宅造政令第十八条第一号から第四号まで」を「政令第二十二条第一号から第四号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

◎岡山県規則第五十七号

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則(平成十一年岡山県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第三号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和元年岡山県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第三号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

◎岡山県規則第五十八号

岡山県宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則  
(岡山県宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第一条 岡山県宅地造成等規制法施行細則(昭和四十三年岡山県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第一条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

第二条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第三条中「第六条第一項(法第十八条第二項)」を「第七条第一項(法第二十四条第二項及び法第四十三条第二項)」に改める。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(許可申請書の添付書類)」を付し、同条中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「第四条」を「第七条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第十八条第一項の規定による中間検査又は法第十九条第一項の規定による定期の報告を要しない場合にあつては、第三号に掲げる書類の添付は要しない。

第四条中第五号を第十号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 工事主(法第二条第七号に規定する工事主をいう。以下同じ。)の資力及び信用に関する書類

九 工事施工者(法第二条第八号に規定する工事施工者をいう。以下同じ。)の能力に関する書類

第四条第一号の次に次の三号を加える。

二 工事区域内の土地の公図の写し

三 工事工程表

四 排水の流量計算書

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第三十条第一項の許可について準用する。この場合において、前項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第七条」とあるのは「第六十条」と、「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「第十九条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十六条を削る。

第十五条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項又は法第三十条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条中「造成主」を「工事主」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条を削る。

第十二条の見出しを削り、同条中「第十五条の工事等の届出」を「第二十一条第三項の規定による工事の届出」に、「第二十九条」を「第五十五条」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 地形図

三 除却する擁壁、法面崩壊防止施設、排水施設又は政令第七条第一号ハに規定する地滑り抑止ぐい等の位置及び名称を明示した土地の平面図

四 工事を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにした写真

第十二条に次の三項を加える。

2 法第二十一条第四項の規定による転用の届出を行おうとする者は、省令第五十六条の届出書に前項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 法第四十条第三項の規定による工事の届出を行おうとする者は、省令第八十五条の届出書に第一項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

4 法第四十条第四項の規定による転用の届出を行おうとする者は、省令第八十六条の届出書に第一項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第十二条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「(工事等の届出書の添付書類)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

**第十七条** 法第二十七条第一項の規定による工事の計画の届出を行おうとする者は、省令第五十八条の届出書に同条に定めるもののほか、第四条第一項第一号、第三号から第七号まで及び第十号に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更届出書の添付書類)

**第十八条** 法第二十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出を行おうとする者は、省令第六十一条の届出書に同条に定めるもののほか、変更する事項の新旧を対照した図面を添付しなければならない。

第十一条第一項中「工事の」を「宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の」に、「造成主」を「工事主」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「造成主」を「工事主」に、「宅地造成等工事一部完了検査申請書(様式第八号)」を「宅地造成等工事一部完了検査申請書(様式第九号)」に改め、同条第三項中「宅地造成等工事一部完了検査申請書」を「宅地造成等工事一部完了検査申請書」に、「第九条第一項」を「第十三条第一項又は法第三十一条第一項」に、「宅地造成等工事一部完了検査済証(様式第九号)」を「宅地造成等工事一部完了検査済証(様式第十号)」を「工事主」に改め、同条第四項中「第十四条」を「第十九条」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項から前項までの規定は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。  
第十一条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(中間検査の添付書類)

**第十四条** 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の規定による許可を受けた者で、法第十八条第一項の規定による中間検査の申請を行おうとする者は、中間検査申請書に、省令第四十六条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請の際に添付した書類及びこれらの規定による許可を受けたことを証する書面の写し

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第三十七条第一項の規定による中間検査の申請について準用する。この場合において、前項中「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「第四十六条」とあるのは「第七十六条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(定期の報告)

**第十五条** 法第十九条第一項の規定による定期の報告を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告書(様式第十一号)に省令第四十八条第一項に規定するもののほか、前条第一項各号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の定期の報告書(様式第十二号)に省令第四十八条第二項に規定するもののほか、前条第一項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第三十八条第一項の規定による定期の報告について準用する。この場合において、前項中「第十九条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「第四十条第一項」とあるのは「第七十八条第一項」と、「第四十八条第二項」とあるのは「第七十八条第二項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第十条中「第十二条第二項」を「第十六条第二項又は法第三十五条第二項」に、「宅地造成に関する工事の軽微変更届出書(様式第七号)」を「宅地造成等に関する工事の軽微変更届出書(様式第八号)」に改め、同条第十二条とする。

第九条中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第一号中「第十条」を「第十二条」に改め、同条第三号中「第十三条第三号」を「第十六条第一項第三号」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(変更許可申請書の添付書類)

第十一条 法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、変更許可申請書に、省令第三十七条第一項又は第二項に規定するもののほか、変更する事項の新旧を対照した図面を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第三十五条第一項の許可について準用する。この場合において、前項中「第十六条第一項」とあるのは「第三十五条第一項」と、「第三十七条第一項又は第二項」とあるのは「第六十七条第一項又は第二項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第八条の見出し中「擁壁」の下に「等」を加え、同条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「第六条」を「第八条」に、「擁壁の」を「擁壁又は政令第十四条の規定による崖面崩壊防止施設の」に改め、同条を第九条とする。

第七条第三項中「第五条、第六条、第八条から第十一条まで、第十三条及び第十四条の規定の」を「第四条から第七条まで、第九条から第十五条まで及び第十九条の」に、「法第十一条」を「法第十五条第一項又は法第三十四条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「当該」を「第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による」に、「前項の」を「第一項の」に、「行ない」を「行い」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十一条」を「第十五条第一項」に、「宅地造成に関する工事の協議書」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書」に、「第四条」を「第七条第一項」に、「図面、構造計算書及び安定計算書」を「書類を、土石の堆積に関する工事にあつては、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第七号）の正本及び副本に省令第七条第二項に規定する書類を」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第三十四条第一項の規定による協議について準用する。この場合において、前項中「第十五条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「第七条第一項」とあるのは「第六十三条第一項」と、「第七条第二項」とあるのは「第六十三条第二項」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六条中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項又は法第三十条第一項」に、「宅地造成工事（中止・廃止・再開）届」を「宅地造成等工事（中止・廃止・再開）届」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項又は法第三十条第一項」に、「宅地造成に関する工事の着手届出書」を「宅地造成等に関する工事の着手届出書」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

第五条 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書に添付する書類のうち次の各号に掲げる書類には、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 省令第七条第一項第五号に規定する設計者の資格を証する書類 当該設計者の資格に関する最終学歴又は資格免許等を有することを証する書類

二 省令第七条第一項第十号又は同条第二項第八号の同意を得たことを証する書類 印鑑証明書及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

三 前条第一項第八号の工事主の資力及び信用に関する書類 次の工事主の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 法人 最近の事業年度における財務諸表及び法人税並びに法人事業税に関する納税証明書

ロ 個人 最近の事業年度における所得税及び事業税に関する納税証明書並びに住民票

四 前条第一項第九号の工事施工者の能力に関する書類 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類及び法人の登記事項証明書

様式第一号中「氏名」を「氏名」に、「第五号第一項」を「第六号第一項」に改め、

様式第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第五号第一項」を「第六号第一項」に改め、

様式第三号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、「又は宅地造成」を「等」に、「使用期間1箇年」を「有効期限 年 月 日まで」に改め、

「様式第三号」中「宅地造成等規制法第4条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第18条第1項」を「第24条第1項及び第43条第1項並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によ

りなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第18条第1項「規定により宅地造成」の「等」を加える。  
様式第六号を次のように改める。

様式第六号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」とし、「宅地造成に関する」を「宅地造成等に関する」にし、「造成主」を「工事主」にし、「岡山県宅地造成等規制法施行細則」を「岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」にし、「第5条」を「第6条」にし、「宅地の所在」を「土地の所在」とする。  
様式第六号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」とし、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」にし、「造成主」を「工事主」にし、「氏名」を「氏名」とし、「岡山県宅地造成等規制法施行細則」を「岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」にし、「第6条」を「第7条」とし、  
⑭

# 令和5年5月25日 岡山県公報 号外

様式第6号（第8条関係）

正

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成又は特定盛土等工事を下記のとおり実施したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（第15条第1項）（第34条第1項）の規定により協議します。

第 号  
年 月 日

岡山県知事 殿

協議者

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度：           度           分           秒、 経度：           度           分           秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工事の へ	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
ヘ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
			cm	m	



# 令和5年5月25日 岡山県公報 号外

概要	ト 壁面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
	11 其他必要な事項			
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄	
			年	月
			第	号
			係員印	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施工者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

# 令和5年5月25日 岡山県公報 号外

**副**

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議成立通知書

※ 協 議 成 立 通 知 欄	この協議書及び添付図書に記載の宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、協議が成立しましたので、岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和43年岡山県規則第31号）第8条第3項の規定により通知します。				
	（協議者）  殿		協議成立番号 第 _____ 号 年 月 日		
条 件		岡山県知事 <span style="float: right;">印</span>			
1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： _____ 度 _____ 分 _____ 秒、 経度： _____ 度 _____ 分 _____ 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
事 の 順 号	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土			
		切 土			
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
ヘ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
			cm	m	

# 令和5年5月25日 岡山県公報 号外

概要	ト 壁面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日	
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日	
	ワ 工程の概要				
	11 その他必要な事項				

様式第十号を削る。

様式第九号中「(第11条関係)」を「(第13条関係)」と、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」と、「宅地造成に」と「宅地造成等に」と、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」と、「第9条第1項」を「〔第13条第1項〕」と、「〔第13条第1項〕」を「〔第31条第1項〕」と、「造成主」を「工事主」と、「造成地の所在」を「工事をした土地の所在」と、「造成地の面積」を「土地の面積」と、「回上所在」を「回上所在地」と改め、同様式を様式第十号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

# 令和5年5月25日 岡山県公報 号外

様式第11号(第15条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）〔第19条第1項  
第38条第1項〕の規定によ  
り報告します。

年 月 日

岡山県知事 殿

工事主 住 所  
氏 名

1 工事が施行される土地 の所在地		
2 許可年月日・許可番号	年 月 日岡山県指令 第 号	
3 前回の報告年月日 (二回目以降)		
4 工事施行者住所氏名		
5 報告の時点における盛 土又は切土の高さ	メートル	
6 報告の時点における盛 土又は切土の面積	平方メートル	
7 報告の時点における盛 土又は切土の土量	盛 土	立法メートル
	切 土	立法メートル
8 報告の時点における擁 壁等（宅地造成及び特定 盛土等規制法第13条第1 項に規定する擁壁等をい う。）に関する工事の施 行状況		
9 報告の時点における盛 土又は切土をしている土 地及びその付近の状況を 明らかにする写真・その 他書類	別添のとおり	

# 令和5年5月25日 岡山県公報 号外

様式第12号（第15条関係）

## 土石の堆積に関する工事の定期の報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（第19条第1項、第38条第1項）の規定により報告します。

年 月 日

岡山県知事 殿

工事主 住 所  
氏 名

1 工事が施行される土地の所在地		
2 許可年月日・許可番号	年 月 日岡山県指令 第 号	
3 前回の報告年月日 (二回目以降)		
4 工事施行者住所氏名		
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	メートル	
6 報告の時点における土石の堆積の面積	平方メートル	
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	立法メートル	
8 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	堆 積	立法メートル
	除 却	立法メートル
9 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真・その他書類	別添のとおり	

様式第八号中「(第11条関係)」を「(第13条関係)」とし、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」とし、「岡山県宅地造成等規制法施行細則」を「岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」とし、「第11条第2項」を「第13条第2項」とし、「造成主」を「工事主」とし、「氏名」を「氏名」とし、「土地の所在」を「土地の所在地」とし、「完了宅地」の次に「等」を挿入し、同様式を様式第九号とす。

様式第七号中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」とし、「宅地造成に関する」を「宅地造成等に関する」とし、「造成主」を「工事主」とし、「氏名」を「氏名」とし、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、「第12条第2項」を「(第16条第2項) (第35条第2項)」とし、「宅地の所在」を「土地の所在」とし、「同様式を様式第八号とする。」を「同様式を様式第八号とする。」とする。

様式第六号の次に次の様式を加える。

# 令和5年5月25日 岡山県公報 号外

様式第7号（第8条関係）

正

## 土石の堆積に関する工事の協議書

土石の堆積工事を下記のとおり実施したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（第15条第1項、第34条第1項）の規定により協議します。

第 号  
年 月 日

岡山県知事 殿

協議者

1	工事主住所氏名	
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度：           度           分           秒、 経度：           度           分           秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
工 事 の	イ 土石の堆積の最大 堆積の高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大 堆積土量	立法メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊 を防止するための措 置	
	ヘ 土石の堆積を行う 土地における地盤の 改良その他の必要な 措置	
ト	空地の設置	番                   号                   空地                   の                   幅
		メートル



# 令和5年5月25日 岡山県公報 号外

概			
要	チ	雨水その他の地表 水有効にを排除する 措置	
	リ	堆積した土石の崩 壊に伴う土砂の流出 を防止する措置	
	ヌ	工事中の危害防止 のための措置	
	ル	その他の措置	
	ヲ	工事着手予定年月	年 月 日
	ヅ	工事完了予定年月	年 月 日
	カ	工程の概要	
	8	その他必要な事項	
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たつ て付した条件	※協議成立番号欄
			年 月 日
			第 号
			係員印

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施工者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

令和5年5月25日 岡山県公報 号外

副

土石の堆積に関する工事の協議成立通知書

※ この協議書及び添付図書に記載の土石の堆積に関する工事については、協議が成立しましたので、岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和43年岡山県規則第31号）第8条第3項の規定により通知します。

協議成立通知欄  
 (協議者) 殿  
 協議成立番号 第 号  
 年 月 日  
 岡山県知事 印

条件	
1	工事主住所氏名
2	設計者住所氏名
3	工事施行者住所氏名
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度：           度           分           秒、 経度：           度           分           秒)
5	土地の面積 平方メートル
6	工事の目的
工事の	イ 土石の堆積の最大の 高さ メートル
	ロ 土石の堆積を行う の面積 平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大の 堆積土量 立法メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊 を防止するための措 置
	ヘ 土石の堆積を行う 土地における地盤の 改良その他の必要な 措置
ト 空地の設置	番           号           空地           の           幅 メートル

# 令和5年5月25日 岡山県公報 号外

概要	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月	年 月 日
	ヅ 工事完了予定年月	年 月 日
	カ 工程の概要	
	8 その他必要な事項	

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第二条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築指導課の部中19の項を20の項とし、11の項から18の項までを一項とし、19の項を「岡山県宅地造成等規制法施行細則」及び「岡山県宅地造成等規制法施行細則」の一部を改正する規則(令和5年岡山県規則第58号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則第1条の規定による改正前の岡山県宅地造成等規制法施行細則」に於て「回頁や回綴11の項より」回綴9の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に於て「回頁中1及び2を並べ、3を1とし、4から12までを一項とし、13の項を」とし、回部8の項の次に次の一項を加える。

9 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関する事務	1 基礎調査(第4条)																			
	2 基礎調査のための土地の立入り等(第5条)																			
	3 基礎調査のための障害物の伐採及び土地の試掘等(第6条)																			
	4 宅地造成等工事規制区域の指定(第10条)	農林水産部次長																		
	5 特定盛土等規制区域の指定(第26条)	農林水産部次長																		
	6 造成宅地防災区域の指定(第45条)																			

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第三条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年岡山県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項を削り、同表中六の項を五の項とする。

別表第二の三十二の項(85)中「がけ」を「崖」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。
- 岡山県宅地造成等規制法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
  - 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制及び同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事に対する第一条の規定による改正前の岡山県宅地造成等規制法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定の適用については、なお従前の例による。
  - 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
  - (知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正に伴う経過措置)

4 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例（令和五年岡山県条例第五号）附則第五項の規定によりなおその効力を有することとされる知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）別表第一の七十二の項レに規定する事務についての第三条の規定による改正前の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則別表第一の五の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「特例条例」とあるのは「岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例（令和五年岡山県条例第五号）附則第五項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の特例条例」と、「岡山県宅地造成等規制法施行細則」とあるのは「岡山県宅地造成等規制法施行細則」とする。

（岡山県規則で定める立入検査等をする職員の身分を示す証明書又は証票の様式の特例に関する規則の一部改正）

5 岡山県規則で定める立入検査等をする職員の身分を示す証明書又は証票の様式の特例に関する規則（令和四年岡山県規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十一号中「岡山県宅地造成等規制法施行細則」を「岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」に改める。

◎岡山県告示第二百八十七号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表出先機関の部県民局（建設部）の項中28を削り、回29中「宅地造成等規制法」や「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に改め、回29や回28より、回30中「宅地造成等規制法」や「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、回30を回29とし、回31中「宅地造成等規制法」や「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、回31や回29より、回28中122条を121条へ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和五年五月二十六日から施行する。